

土地改良区の受益地から農地を転用された組合員<sup>(注1)</sup>の皆様へ  
(非受益の申出に関する御協力をお願い)

平素より、土地改良事業の推進に御理解、御協力を賜り誠に有難うございます。

この度、平成 26 年度より安城市、豊田市を中心に実施中の国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」について、農地の転用等に伴う受益面積の変更を含む事業計画の変更手続を予定しています。

平成 24 年度 4 月から令和 6 年度 4 月までに転用された農地につきましては、令和 7 年度の土地改良法改正<sup>(注2)</sup>に伴い、組合員の皆様から非受益の申出を行っていただき、計画変更手続における同意取得の対象としないことで、手続を効率的に行うことが可能となりました。

つきましては、添付の「国営土地改良事業「矢作川総合第二期地区」に係る非受益の申出」の内容を御確認の上、下記のとおり御返送をお願いしたいので御協力をお願い申し上げます。

記

1 確認内容

- ・ 添付しております非受益の申出の内容（平成 24 年度から令和 6 年度 4 月の間に転用された農地の情報。分筆を伴うなどの部分的な農地転用を含む。）について御確認ください。
- ・ 内容に誤りがありましたら、取り消し線を引いた上で、正しい情報に修正をお願いします。
- ・ 内容の確認（修正含む）ができましたら、右上の氏名欄に記名をお願いします。

2 提出方法

同封している返送用封筒にて御返送ください（料金はかかりません）。

3 提出期限

令和 8 年 9 月 15 日（火）まで

4 問い合わせ先

裏面に記載

（注 1）現時点で組合員でない場合も含みます。

（注 2）令和 7 年度に改正された土地改良法の概要については、「[https://www.maff.go.jp/j/nousin/totikai\\_r7kaisei\\_setumeikai.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/totikai_r7kaisei_setumeikai.html)」を御参照ください。

＜問い合わせ先＞

● 国営総合農地防災事業 矢作川総合第二期地区及び非受益の  
申出書に関する事

農林水産省 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

調査設計課 山崎 達朗、加藤 俊宏

〒446-0065 愛知県安城市大東町 22 番 16 号

TEL 0566-71-4611

E-mail tatsuro\_yamazaki010@maff.go.jp

toshihiro\_kato870@maff.go.jp

● 土地改良区からの除外に関する事

明治用水土地改良区 財務課

〒446-0065 愛知県安城市大東町 22 番 16 号

TEL 0566-76-4920

E-mail zaimu@midorinet-meiji.jp

本件に関しては、明治用水土地改良区のホームページでもご覧いただけます。

QRコードはこちら ▶

